

【参考資料】

令和2年第4回奥州市議会臨時会  
条例議案 新旧対照表

議案第1号 奥州市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例

奥州市国民健康保険直営診療所条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に関する臨時の診療所の設置)</u></p> <p>3 第2条に規定するもののほか、市長は、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者の外来診療及び検査を行うため、臨時的かつ暫定的な措置として、奥州市国民健康保険臨時診療所を設置する。</u></p> <p>4 <u>前項の診療所は、令和2年5月26日から市長が別に定める日までの間設置することとし、診療所の位置、診療時間その他診療に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p>